

**岡山県福祉人材センター  
職業紹介の範囲**

**(3)障害者総合支援法に基づく事業**

- 地域生活支援事業
  - ・相談支援事業
  - ・コミュニケーション支援事業
  - ・日常生活用具事業
  - ・移動支援事業
  - ・地域活動支援センター事業
- 高次脳機能障害支援普及事業
- 広域的な支援事業
  - ・都道府県相談支援体制整備事業
  - ・精神障害者退院促進支援事業
- サービス・相談支援者、指導者育成事業
- その他の事業
  - ・盲人ホーム事業
  - ・重度障害者在宅就労促進特別事業
  - ・施設外授産の活用による就職促進事業
  - ・重度障害者に係る市町村特別支援事業※
  - ・生活訓練等事業
  - ・情報支援等事業

- ・障害者IT総合推進事業
- ・社会参加促進事業
- ※経済的支援

**(2)介護保険事業**

- 介護医療院
- 介護老人保健施設(無低老健を除く)
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所リハビリテーション
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売
- 居宅介護支援
- 介護予防支援
- 地域包括支援センター

**(1)'  
社会福祉法人が  
実施する公益事業**

(4)地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所

(5)行政が実施する相談所

(6) (1)~(5)以外の社会福祉を目的としない事業を行う事業所(社会福祉分野の国家資格を持つ専門職のみ)

- 【身体障害者福祉関係の事業】  
〔第二種社会福祉事業〕
  - 身体障害者生活訓練等事業
  - 手話通訳事業
  - 介助犬訓練事業
  - 聴導犬訓練事業
  - 身体障害者福祉センター
  - 補装具製作施設
  - 盲導犬訓練施設
  - 視聴覚障害者情報提供施設
  - 身体障害者の更生相談に応ずる事業
- 【知的障害者福祉関係の事業】  
〔第二種社会福祉事業〕
  - 知的障害者の更正相談に応ずる事業
- 【隣保事業】  
〔第二種社会福祉事業〕
  - 隣保事業
- 【福祉サービス利用援助事業】  
〔第二種社会福祉事業〕
  - 福祉サービス利用援助事業
- 【連絡調整事業】  
〔第二種社会福祉事業〕
  - 連絡又は助成を行う事業

- 【障害者総合支援法に基づく事業】  
〔第一種社会福祉事業〕
  - 施設入所支援(障害者支援施設における夜間の介護)を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設
- 〔第二種社会福祉事業〕
  - 居宅介護
  - 重度訪問介護
  - 同行援護
  - 行動援護
  - 療養介護
  - 生活介護
  - 短期入所
  - 重度障害者等包括支援
  - 施設入所支援
  - 自立訓練
    - ・機能訓練
    - ・生活訓練
  - 就労移行支援
  - 就労継続支援
    - ・A(雇用型)
    - ・B(非雇用型)
  - 共同生活援助
  - 多機能型事業所
  - 一体型指定共同生活介護事業所
  - 特定基準該当障害福祉サービス
  - 一般相談支援事業
  - 特定相談支援事業
  - 移動支援事業
  - 地域活動支援センター
  - 福祉ホーム
- 【経済保護事業】  
〔第二種社会福祉事業〕
  - 簡易住宅を貸し付ける事業
  - 宿泊所等を利用させる事業
- 【医療保護事業】  
〔第二種社会福祉事業〕
  - 無低診療事業
  - 無低老健(再掲)

| 【老人福祉関係の事業】        | (介護保険法上の名称)                                      |
|--------------------|--|
| 〔第一種社会福祉事業〕        |  |
| ● 特別養護老人ホーム        | 介護老人福祉施設   |
|                    | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護                             |
| 〔第二種社会福祉事業〕        |  |
| ● 老人居宅介護等事業        | 訪問介護<br>夜間対応型訪問介護<br>介護予防訪問介護                    |
| ● 老人デイサービス事業       | 通所介護<br>認知症対応型通所介護<br>介護予防通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護 |
| ● 老人短期入所事業         | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護                         |
| ● 小規模多機能型居宅介護事業    | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護                   |
| ● 認知症対応型老人共同生活援助事業 | 認知症対応型共同生活介護                                     |
| ● 複合型サービス福祉事業      | 複合型サービス  |

- 〔第一種社会福祉事業〕
  - 養護老人ホーム
  - 軽費老人ホーム
- 〔第二種社会福祉事業〕
  - 老人デイサービスセンター
    - ・生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)
  - 老人短期入所施設
  - 老人福祉センター
    - ・老人福祉センター
    - ・老人福祉施設付設作業所
  - 老人介護支援センター※いわゆる「在宅介護支援センター」

**(1)社会福祉事業**

- 【生活保護関係の事業】  
〔第一種社会福祉事業〕
  - 救護施設
  - 更生施設
  - 医療保護施設
  - 授産施設
  - 宿所提供施設
  - 生計困難者に対して助葬を行う事業
- 〔第二種社会福祉事業〕
  - 生活必需品等を与える事業
  - 生活に関する相談に応ずる事業
- 【児童福祉関係の事業】  
〔第一種社会福祉事業〕
  - 乳児院
  - 母子生活支援施設
  - 児童養護施設
  - 障害児入所施設
    - ・福祉型障害児入所施設
    - ・医療型障害児入所施設
  - 児童心理治療施設
  - 児童自立支援施設
- 〔第二種社会福祉事業〕
  - 障害児通所支援
    - ・児童発達支援
    - ・医療型児童発達支援
    - ・放課後等デイサービス
    - ・保育所等訪問支援
    - ・居宅訪問型児童発達支援
  - 障害児相談支援事業
  - 児童自立生活支援事業
  - 放課後児童健全育成事業
  - 乳児家庭全戸訪問事業
  - 養育支援訪問事業
  - 地域子育て支援拠点事業
  - 一時預かり事業
  - 小規模保育事業
  - 病児保育事業
  - 子育て援助活動支援事業
  - 幼保連携型認定こども園
  - 子育て短期支援事業
  - 助産施設
  - 保育所
  - 児童厚生施設
  - 児童家庭支援センター
  - 児童の福祉の増進に関して相談に応ずる事業
- 【婦人保護関係の事業】  
〔第一種社会福祉事業〕
  - 女性自立支援施設
- 【経済保護事業】  
〔第一種社会福祉事業〕
  - 授産施設
  - 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業
- 【共同募金事業】  
〔第一種社会福祉事業〕
  - 共同募金事業
- 【母子・父子・寡婦福祉関係の事業】  
〔第二種社会福祉事業〕
  - 母子家庭等日常生活支援事業
  - 寡婦日常生活支援事業
  - 母子父子福祉センター
  - 父子家庭日常生活支援事業